

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案要綱

第一 手当金の不交付

家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった者その他の農林水産省令で定める者に対しては、手当金を交付しないものとする。こと。（第五十八条第一項関係）

第二 都道府県の防疫事務の費用に対する国の負担

都道府県知事又は家畜防疫員がこの法律を執行するために必要な費用のうち、国が費用を負担する対象として、次に掲げるものを追加すること。

一 農林水産大臣の指定する衛生資材の購入費又は賃借料の二分の一

二 農林水産大臣の指定する焼却又は埋却に要した費用の二分の一（第六十条第一項関係）

第三 移動制限により影響を受けた家畜等の所有者に対する助成措置

国は、都道府県が、特定家畜等（移動又は移出の禁止又は制限がされることにより畜産経営に重大な影響が及ぶ家畜、その死体又は物品として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の所有者に対して、当該禁止又は制限に起因する特定家畜等に係る売上げの減少額又は飼料費その他の保管、輸送若しくは処分に

要する費用の増加額のうち政令で定めるものに相当する額を交付する場合には、当該交付した額の二分の一を負担するものとする。

(第六十条第二項関係)

第四 届出義務に違反した所有者に係る罰則の強化

家畜の所有者が患畜等を発見したときの届出義務に違反した場合の罰則を、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金とするものとする。

(第六十三条及び第六十四条関係)

第五 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、第四の改正規定は、公布の日から起算して二十日後から施行するものとする。

(附則関係)